海岸松林所有者の皆さんへ



松くい虫被害の拡大を防ぐため、これまで、市や県、国、松林所有者、そして市民ボランティアなどが協力 しながら被害木の伐倒駆除を行ってきました。しかし、被害は、徐々に広がる兆候をみせており、その被害は 地域住民を飛砂や強風から守るなど日々の暮らしに重要な役割を果たしている海岸砂防林の機能の低下に及ぶ ことが懸念されています。

このような状況のもと、17年度から3年間、これまでの防除に加え、国が「松くい虫被害先端地域特別対 策事業」を実施し、徹底した対策をとることになりました。

17年度事業計画区域



竹生字古沼、古沼丸谷地、天神 谷地、須田字藤山下浜、藤山谷 地添、立子道、鷲長根、青山下 タ浜、落合字下台、大開 字砂留山、鳳凰岱、五雲岱、海 詠坂、河戸川字下西山、西山下、 浅内字茨島山、留山、砂山

この事業は

- ・松林所有者の同意を得ながら、農林水産大臣命令により、国から委託 を受けた県が被害木などの伐倒駆除、薬剤散布を実施します。
- ・費用は国が負担するため、松林所有者の負担はありません。

大臣命令とは

- 1. 松くい虫被害の拡大を防ぐため、森林病害虫等防除法に基づき、 農林水産大臣が松林所有者に被害木の伐倒駆除などを命令します。
- 2. 大臣命令は、実施する区域及び期間を公表します。 (2週間以内に不服を申し出ることができます。)
- 3. 伐倒駆除などの実施にあたっては、以下の2つの方法があります。
 - ①森林所有者が、ご自身で伐倒駆除等を行う場合 ⇒国から森林所有者に損失補償がなされる場合があります。
 - ②森林所有者が、ご自身で伐倒駆除等を行わない場合 ⇒県が国の委託を受け伐倒駆除を行います。
- (注) 本事業では、実施する区域内の松林所有者に命令書を交付しま すが、森林所有者が、ご自身で伐倒駆除等を行う場合を除いて、 手続きをしてもらう必要はありません。

●事業の説明会を下記日程で開催します

松林所有者の皆さんはご参加くださるようお願いします。

2月28日(月) 午後6時30分~ 会場 向能代公民館

3月1日火 午後6時30分~ 会場 南部公民館

3月2日休 午後6時30分~ 会場 中央公民館

(問合せ) 山本地域振興局森づくり推進課 加藤、神成 ☎52-2181 市農林水産課農林整備係佐藤 **☎**89-2184

自主学習グループの登録をしませんか・****

◎登録が認められると

公民館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、サン・ ウッド能代を使用する際に、使用料(冷暖房料を除く) が一般利用者の半額程度になる特典があります。

また、公民館祭などの芸能発表会や作品展示会で、 日ごろの活動内容を発表することができます。

現在登録済みのグループも、更新が必要ですので、 忘れずに手続きをしてください。

自主学習グループとは?

同じ目的をもって学習する仲間が集い、自主的 に計画を立てて学習を深めていくグループ(講 師・指導者が生徒を募集し、授業料を徴収する力 ルチャーセンター的なものは対象となりません)。

> 問合せ)社会教育係 **☎**89−2952 中央公民館 ☎54-8141

> > 働く婦人の家 ☎54-8210